令和７年４月　　日

**秘密保持に関する誓約書**

（宛先）京都市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

　経常事務の点検業務に関する公募型プロポーザル（以下「本業務」という。）において、京都市から提供された資料及び情報の一切（以下「本資料等」という。）及び本資料等を基に作成した文書等に関して、以下の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約いたします。

第１条（秘密保持）

本業務に関して、京都市から提供された本資料等及び本資料等を基に作成した文書等を、京都市の事前の書面による承諾なく、第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。

（１） 京都市から知得する以前に、自らが所有していた情報

（２） 京都市から知得する以前に既に公知であった情報

（３） 京都市から知得した後、自らの責によらないで公知となった情報

（４） 京都市から知得した情報によらず、自らの開発により知得した情報

（５） 正当な権限を有する第三者から入手した情報

第２条（善管注意義務）

本資料等及び本資料等を基に作成した文書等の取扱責任者を定め、これを厳重に保管、管理するものとする。

第３条（秘密情報の複製等の取扱い）

本資料等及び本資料等を基に作成した文書等は、京都市の書面による事前の承諾なしに、これを複写、複製等しないものとする。

第４条（目的外使用の禁止）

本資料等及び本資料等を基に作成した文書等を本業務のためにのみ使用し、他のいかなる目的にも使用しないものとする。

第５条（返却及び破棄）

京都市から要求があったときは、要求を受けた日から２週間以内に、本業務に関し京都市が指定する本資料等及び本資料等を基に作成した文書等を返却又は破棄するものとする。

第６条（秘密保持期間）

本誓約書の有効期間は、本業務終了後も有効に存続するものとする。

第７条（機密情報の保護）

書類、提案書等を、電子データとしてインターネットを利用して京都市へ提供する場合は、パスワードの設定その他の文書の保護に係る適切な措置を講じるものとする。

第８条（損害賠償）

　本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合は、京都市又は第三者に生じた損害を直接賠償するものとする。

第９条（準拠法及び裁判管轄）

　本誓約書に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

　本誓約書に定めのない事項又は本誓約書について疑義が生じた場合については、書面により京都市へ確認したうえで、対応するものとする。